

総務常任委員会

1 開 議 令和8年3月4日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第13号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第2 議案第14号 大田原市辺地総合整備計画の変更について

日程第3 議案第17号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	滝田一郎	出席	
副委員長	津守那音	出席	
委員	秋山幸子	出席	
	小野寺尚武	出席	
	大豆生田春美	出席	
	櫻井潤一郎	出席	
当局	総合政策部長	磯雅史	出席
	経営管理部長	鈴木浩行	出席
	政策推進課長	大久保泰志	出席
	総務課長	遠藤久子	出席
事務局	三輪律子	出席	

◎開 会

午前10時00分 開会

ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。

これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

当局の出席者は、磯総合政策部長、鈴木経営管理部長、大久保政策推進課長、遠藤総務課長です。

◎議案第13号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定について

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第13号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

本会議で説明されている内容等については省略していただいて結構でございます。ただ、説明の流れがあるかと思しますので、その辺を全くしないということではなくて、簡潔にまとめていただいて、その上での説明をお願いしたいと思います。

総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） それでは、議案第13号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、初日、先ほど委員長が申されましたように、本会議において既にご説明させていただいたところでございますが、本日、担当の大久保政策推進課長より改めて説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） それでは、議案第13号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明をいたします。

議案書124ページ、議案書補助資料を御覧ください。議案の概要であります。現行の計画期間が令和8年3月31日をもって終了することから、新たに令和8年度から令和12年度までを計画期間とする次期大田原市過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

それでは、本計画の概要を説明いたします。なお、ページにつきましては、タブレットのページによりご説明をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、現行計画からの変更の概要につきましては、栃木県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の基本方針に一部項目を追加し、そのほか計画全体において統計データや事業、制度等の文言を最新の数値や現状に合った言い回し、新たな計画期間における実施予定の事業を追加しております。説明につきましては、変更点を中心にご説明をさせていただきます。

それでは、まず45ページに移りまして、1、基本的な事項ですが、60ページに移りまして、（5）、地域の持続的発展の基本方針において、次ページの四角枠内の2項目、「持続的発展のための基本的な方向・施策」に「学校教育施設の整備と充実」、「デジタル技術の進展に対応した高度情報ネットワーク化の

推進」を追加し、「地域防災体制の充実」の記載を「上下水道施設、消防・防災体制等の生活環境基盤の整備」に変更いたします。

次に、(6)、地域の持続的発展のための基本目標につきましては、これまで設定しておりました平均所得及び納税者平均課税所得に関する目標を削除し、61ページにあります 1)人口に関する目標及び64ページの 2)市民意識調査に関する目標の2項目を基本目標といたします。そのうち人口に関する目標については、令和12年度末の過疎地域の人口目標を1万1,509人と新たに設定し、市民意識調査に関する目標につきましては、現行計画と同様に、大田原市全体と過疎地域の「住みやすさ度」の差を5%以内とする目標を設定いたします。

次に、65ページの(8)、計画期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とし、(9)、公共施設等総合管理計画との整合につきましては、本総合管理計画から抜粋した基本的な考え方を記載いたします。

次に、68ページの2、移住・定住・地域間交流促進、人材育成につきましては、(2)、その対策のうち69ページの3)人材育成におきまして、地域住民が地域課題の解決に積極的に取り組む環境づくりの推進について追記いたします。

次に、71ページの3、産業の振興につきましては、77ページに移りまして、(2)、その対策のうち、1)農林業の振興に農業生産基盤推進等の新たな事業を追加いたします。

79ページ、(3)、計画の事業計画において、基盤整備事業に片府田6地区の樋門改修工事、片府田7地区の排水路工事等、それらの事業を追加し、83ページの観光のポッポ農園管理事業の事業内容を指定管理者による管理運営に変更いたします。

また、84ページの(4)、産業振興促進事項の計画期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までに変更いたします。

次に、85ページの4、地域における情報化につきましては、(1)、現況と問題点において、過疎地域におけるICTの活用と、その環境整備の必要性を追記し、(2)、その対策において、デジタル人材の育成・確保、デジタル・デバイド解消のための取組を追加いたします。

また、(3)、計画の事業計画において、インターネットアクセス網整備事業を追加いたします。

次に、87ページの5、交通施設の整備、交通手段の確保につきましては、89ページの(3)、計画の事業計画において、道路事業に新たに小種島新宿線改良工事、岩舟台新宿線舗装修繕工事、品川台工業団地関連3路線の舗装修繕工事、堀之内鉢木線舗装修繕工事を追加し、旧東野鉄道線を舗装修繕工事から改良及び舗装修繕工事に、鹿畑小船渡線を改良工事から舗装修繕工事に変更いたします。

次に、92ページの6、生活環境の整備につきましては、(1)、現況と問題点の 2)廃棄物の処理において、その内容を第三次大田原市一般廃棄物処理基本計画に基づく記載に変更し、93ページの 4)住宅の整備においては、防災面における対策の必要性を強めた記載に変更いたします。

95ページの(3)、計画の事業計画において、水道施設の事業内容に川西配水場補修工事、桧沢浄水場発電機更新工事、導水・送水管更新工事、テレメーター更新工事を追加し、下水処理施設の事業内容に農業集落排水・下水道統合事業、公共下水道ストックマネジメント事業を追加いたします。

次に、97ページの7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、(2)、

その対策のうち98ページの 2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進において、大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく基盤整備について記載を追加いたします。

102ページ、8、医療の確保につきましては、(1)、現況と問題点において、医療機関の件数を現在の件数に更新いたします。

103ページの9、教育の振興につきましては、(1)、現況と問題点のうち 1) 学校教育において、小中学校の再編整備の必要性を追記し 2) 生涯学習においては、スポーツ振興としてスポーツ教室の開催、体育施設の充実について追記いたします。

また、104ページの(2)、その対策においては、小中学校の再編整備、市民一人1スポーツの推進、体育施設の改修、統合整備について追記いたします。

(3)、計画の事業計画においては、個別学校の工事名でなく、全ての小中学校の施設整備に対応できるよう、小学校照明LED化事業や小中学校改修事業といった表記に変更いたします。また、給食施設については中学校改修事業から中学校空調設備設置事業までの5事業を追加いたします。

108ページの10、集落の整備では、(2)、その対策において、集落維持の拠点として既存の公共施設等の活用を追加いたします。

110ページの11、地域文化の振興等につきましては、(1)、現況と問題点において、文化芸術施設の役割及び文化財の活用について追記いたします。

また、(3)、計画の事業計画において、黒羽芭蕉の館の展示室照明LED化事業、111ページの特別事業に古民具等資料活用イベント開催事業等を追加いたします。

113ページの12、再生可能エネルギーの利用の推進では、(1)、現況と問題点において、カーボンニュートラルの実現を目指し、過疎地域の自然を生かした再生可能エネルギーの導入の必要性を追記し、(2)、その対策においては、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー導入の推進、太陽光発電の適正な設置の推進、八溝山系森林資源を活用したバイオマス発電等の検証及びクリーンエネルギー自動車等の普及推進について追記いたします。

115ページの13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては、(1)、現況と問題点及び(2)、その対策において、庁舎等防災拠点としての活用と、その定期的な維持管理及び修繕について追記し、116ページの(3)、計画の事業計画において、庁舎改修事業を新たに追加いたします。

以上が次期計画の主な変更の内容となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） この中で、ちょっと気になった点とといいますか、102ページの8、医療の確保というところなのですが、過疎地で高齢者も多いというところで、休日在宅当番医とか初期救急の医療体制を確保していくということがあるのですが、なかなかお年寄りが家において、足とか確保できない場合、往診という言葉がちょっと入っていなかったものですから、その辺がどうなのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（滝田一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 往診についての記載でございますが、現計画ではその対策として地域医療の充実といった記載でとどめているところがございます、まずは体制の整備と充実ということで今計画のほうはまとめているところがございます。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） 状況は分かりました。

対策として充実ということで、その中に往診も含まれるというふうに考えていてよろしいですか。地元の方から、やはりそれ聞かれるので。

○委員長（滝田一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 私のほうからお答えしたいと思うのですが、あくまでこれは過疎地域の医療で、担当のほうから往診を積極的に、この過疎債とか、そういったものを活用してソフト事業を充実させていくのだという提案があれば、当然書き込みをするところですが、今のところ、今ある現状の開業医とか、あと記載している休日在宅当番医制度、そういった広域的な制度を用いて医療の、要は充実というか、まずは維持ですね。そういった医療の維持というのをまずは図っていくという、今は現行の計画になっているところがございます。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） もう一つ、あと2つありますが、先ほど説明の中で東野鉄道という言葉が出てきたのですけれども、道路整備だったですか。

○委員長（滝田一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 旧東野鉄道線の質問は、タブレットですと89ページの5の交通施設の整備、交通手段の確保というところになるかと思えます。

○委員長（滝田一郎） よろしいですか。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） 旧東野鉄道線改良及び舗装修繕工事というふうになっているのですが、あそこはずっと一本道が泥道というのですか、舗装がされていないのですけれども、そこを何かするというのですか。

○委員長（滝田一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） この計画は、令和8年4月から令和13年3月31日までの5か年計画ということで、その計画期間内において事業実施、予定する事業を記載しておりまして、その5年間に考えられる事業ということで考えていただければと思います。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） その工事を実施するというので、どのようなということは。

○委員長（滝田一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） タブレット89ページに旧東野鉄道線改良及び舗装修繕工事というふうに記載しておりますので、市道の改良というのは、例えば拡幅、さらに路盤の改良等の工事を指します。それと、舗装修繕工事というのは今舗装されている表面のところ、アスファルトの部分ですけれども、表面を薄く

剥がして舗装をもう一度打ち直すといった工事になります。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） この計画は大変すばらしい計画なのですが、やはり計画は計画でありますから、これをいかに実行するかなのですけれども、これらの一つ一つは聞くのは遠慮するのですけれども、全体的に計画の目標達成状況、これらについて評価をしていくのだらうと思うのですけれども、それらはどのような間隔というのですか、期限をもって評価していくのか、それを伺います。

○委員長（滝田一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） お答えさせていただきたいと思います。

まず、毎年度、全員協議会におきまして、前年度の過疎地域の基本目標、指標に対してどういう実績が出ているかということについては報告させていただいているところです。まず、人口がどの程度減少しているのかということと、今現行の計画では、納税者平均課税所得、大田原市全体と過疎地域の納税者の課税所得の差というものも指標値として挙げさせていただいておりますので、それについても毎年度税の決算が出た時点で、非常に細かい計算なのですが、それも報告させていただいております。

実際にそれに併せて、そのほかに前年度に借り入れた過疎債の状況等についても毎年度報告させていただいております。まずは指標関係についてはそのような報告をさせていただいております。ところが、全体的に過疎地域がどうなったのかという評価は、全体としてはしておりませんが、実際にその評価というのはやはり人口だと思うのです。人口の減少の率がどの程度抑えられたかというのが大きな目標ですので、そこところがやっぱり報告のところで減少して、目標より下回ってしまっているという報告が、この過疎の計画の実施のやはり残念な報告になってしまうのですが、そういう結果なのだというふうには認識しております。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 津守委員。

○委員（津守那音） 過疎債が使われる予定の事業件数を教えていただきたいと思います。予定件数です。

○委員長（滝田一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 件数というのは、今後5年間に事業計画に計上されている事業数なのか。

（何事か言う人あり）

○総合政策部長（磯 雅史） それについては課長のほうから答弁いたします。

○委員長（滝田一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 現在、全体の過疎の事業数ということはちょっとカウントしていないところなのですが、令和8年度の件数でよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○政策推進課長（大久保泰志） 令和8年度は、ハード、ソフト事業も含めて17事業のほうを検討しております、発行のほうは、現在予定額になりますが、3億4,580万円を予定しているところでございます。

○委員長（滝田一郎） 津守委員。

○委員（津守那音） その中でも一番大きな事業というのは。

○委員長（滝田一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） やはりトータルで一番大きなのが道路事業ということになります。

路線のほうも。今回令和8年度に計画しているのが、南金丸桜木沢線、旧東野鉄道線、中田原大輪線、鹿畑小船渡線の4路線を予定してございます。

○委員長（滝田一郎） 津守委員。

○委員（津守那音） 過疎債なのですけれども、小中学校の再編整備に使用可能なのか。また、使用できる場合には再編整備の予定があるのかどうか、お聞きします。

○委員長（滝田一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 小中学校の再編整備につきましては、検討委員会を立ち上げてというような答弁あったかと思うのですけれども、小中学校の統廃合とか、そういったものが決定した上で具体的に、例えば統合事業というのを事業計画に追加して、もし大規模改修とかそういったものがあるのであれば、過疎債、過疎地域での統合や、再編とかがあれば、それは適宜事業計画に追加した上で過疎債を充てていくという形になるかと思えます。

それと、今回教育振興の事業計画のほうの記載については、本会議でもご説明さしあげましたが、小中学校の改修事業とか、何にでも対応できるような書き方に変更しておりますので、すぐに起債の、県のほうに過疎債の申請、協議する場合であっても、計画の変更の手続を経ずにある程度できるのかなというふうには思っておりますが、改めて、大きな事業であれば事業に明確に追加した上で起債の協議を国にかけていくという形にはなるかと思えます。なので、過疎債の充当は可能でございます。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 今回の過疎債ということですが、対象地域が湯津上、黒羽ということですね。インフラ整備で道路を直すとか、そういったところで使うというのは分かるのですけれども、例えば子育て支援とか高齢者支援といったときに、そこに住んでいる方々に手厚く、例えば子供が生まれたらお祝金をあげるとか、そういったことに使えないような気もするのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 私のほうから答えさせていただきます。

例えば湯津上、黒羽地域に限定して、その地域で出生、お子さんを産んだ家庭に何らかの給付金的なものを支給するといったような施策が市として決定し、予算化されるということになれば、毎年度3,500万円まではソフト事業に対して起債ができるということになっておりますので、その3,500万円の中で、もし事業として決定されれば、私は、不公平かなと思うのですけれども、もし事業として決定されるのであれば当然、その財源に1,000万円必要だといった場合には、その1,000万円をソフト事業の対象としていくというのは可能だと思っております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 計画ですから、そういう計画があるのかどうかということも含めて、ですから湯津上、黒羽に移住したら、移住手当を10万円、20万円出すとか、そういう形の計画ですから、市が出すというの

ではなくて、計画としてそういう計画をしますよというところの内容だと思うので、何かちょっと言っている意味が違うのではないかと思うのです。

○委員長（滝田一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） あくまでこの計画というのは、総合的な考え方を示すものであって、その個別の項目にぶら下がっている事業計画の中で、こういった事業をやっていきますよという構成になっておりますので、それを、まだ市の意思として決定していないもの、ましてや給付という、やはり慎重に考えなくてはいけない政策について、市が、執行部が何らの意思決定も経ずにこの事業計画にのせていってしまうのは適切ではないだろうと思います。やはり市として、市議会の議決なり予算の議決を経た上で過疎債で対応していきますというのが、やはり順序なのだろうと考えます。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） ですから、それは総合政策部内ではなくて、全体的で決めるという、全体的ということですけども、だからそれを計画している部署が決めるのではないかなと私は思っているのですけれども、いかがですか。

○委員長（滝田一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 大変申し訳ない。繰り返になってしまいますが、やはり担当課で、例えば過疎地域でのこういった施策を展開していきましょと。そういったものが、やはり過疎地域の持続的な発展ができるというふうに、市長までの当然了解を得た上で、その施策を展開していきますよという、やはり市議会、または市民の皆様へのきちっと了解を取った上で、みんなで納得した上で事業が進むとなった場合には、当然個別の事業計画に計上して過疎債を充てていくという順序になるのだろうというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、意見があればお願いします。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） ちょっときっかけとして、櫻井委員の質問がとてもよかったのですけれども、実際過疎地域でも土地がたくさんあるということなのかもしれない。3世代ぐらいが同じ土地の中に家を建てて、それで子や孫を家族ぐるみで見ているおたくが結構増えていまして、今のところ私が知っているだけでは、未就学児が5人ぐらいいるのです。そういうところに、やはりこのソフト面で3,500万円ですか、使えるようなものができたら本当に助かるし、そういうものはないのかというのはよく聞かれることなので、ちょっとここで意見として、ぜひ次の一般質問とかでも言ったり、そっちへ働きかけていきたいと思っておりますので、意見として述べさせていただきます。

○委員長（滝田一郎） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 先ほど部長のほうから答弁ございましたので、ぜひともこれ各課にPRをしていただいて、せつかくの過疎地域を盛り上げるという計画もつくってございますので、ぜひともそれを計画の上ののせて盛り上げるような形で進めていただきたいと意見を申し上げます。よろしくをお願いします。

○委員長（滝田一郎） それでは採決いたします。

議案第13号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第14号 大田原市辺地総合整備計画の変更について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第2、議案第14号 大田原市辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） それでは、議案第14号 大田原市辺地総合整備計画の変更につきまして、引き続き担当の大久保政策推進課長より説明させますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 議案第14号 大田原市辺地総合整備計画の変更についてご説明いたします。

それでは、議案書131ページ、議案書補助資料を御覧ください。議案の概要であります。大田原市辺地総合整備計画のうち、須賀川辺地において予定する事業に新たに水道施設に係る工事を追加するものがあります。

計画の変更の内容であります。1の計画を変更する辺地につきましては、須賀川辺地でございます。

2の変更の理由といたしましては、実施を予定している事業として、須賀川配水池耐震補強工事及び主要地方道大子黒羽線配水管更新工事を追加するため、計画を変更するものであります。

3の変更の内容でございますが、計画書の2、公共的施設の整備を必要とする事情に飲用水供給施設の整備の必要性を追記し、3、公共的施設の整備計画の変更につきましては、須賀川配水池及び主要地方道大子黒羽線配水管を追加し、各施設の工事に係る事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額を追加するものであります。

それでは、公共的施設の整備計画の変更内容につきましてご説明いたしますので、132ページの変更の概要を御覧ください。下線で示した部分の変更箇所になります。新たに追加いたします2施設のうち、須賀川配水池につきましては、事業費を3,500万円とし、特定財源、これは防災・安全交付金となりますが、250万円とし、一般財源を3,250万円、うち辺地対策事業債の予定額を1,620万円とし、主要地方道第大子黒羽線配水管につきましては、事業費を1,500万円とし、一般財源を1,500万円、うち辺地対策事業債の予定額を750万円とするものであります。これにより整備計画の合計につきましては、事業費用1億4,450万円、特定財源を3,875万円、一般財源を1億575万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を8,190万円とするものであります。

以上、議案第14号 大田原市辺地総合整備計画の変更について説明を終わります。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 1点だけお伺いしますが、須賀川が出てきたわけでありまして、前回の辺地整備計画ということで、大神辺地と藤沢辺地が出てきたのです。これはまだ計画年度内なのですが、そうすると、これは現在出てきた須賀川の辺地と、これは一つの計画の中に、それらも含めて総合的に進めるということによろしいでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 私のほうから、今、辺地総合整備計画をご議決いただいているのは、今議員おっしゃられたように大神と藤沢と須賀川、この3つの辺地でございます。今ご質問のあった須賀川辺地は、今回提案させていただいた須賀川辺地総合整備計画の中で、藤沢と大神をやるのではなく、それぞれの計画でもって進めていくので、大神地区内に新たな事業が出てきた場合で、辺地対策事業債を充てて実施したいということになれば、それぞれの辺地で計画を変更してご議決をいただいて、辺地対策事業債を起債していくという形になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 部長の答弁ですと、例えば大神に新たに出てきた場合は、それに許可が出れば、そこへ含めていくということによろしいですね。

（「はい」と言う人あり）

○委員（小野寺尚武） 分かりました。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります
それでは、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第14号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 大田原市辺地総合整備計画の変更については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第17号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第3、議案第17号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第17号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、
行政手続法の一部改正に伴い、同法に準じて、不利益処分に関する公示送達の方法を変更するため、関係

部分を改正するものでありまして、初日にご説明いたしましたが、改めて総務課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） では、議案第17号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット、158ページの議案書補助資料を御覧ください。初めに議案の概要であります。行政手続条例は、行政手続法第46条の規定により、市が条例または規則に基づく許認可などの行政処分や行政指導、市民等からの届出に関し、行政が守るべき共通のルールを定めた条例でありまして、行政手続法が規定する内容に準じたものとなっております。

今般、デジタル庁が進めるアナログ規制の見直しの一環として行政手続法が改正され、不利益処分を行うに当たり必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知について、不利益処分の対象となる名宛人が所在不明の場合に行う公示送達の方法が変更されることになりました。

改正内容についてご説明いたします。150ページの議案書を御覧ください。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すよう改正いたします。

第1条第2項の改正は、行政手続に関し法律に定めがある場合は、この条例によらず法律の定めを適用するため「法律」を加えます。

151ページに移りまして、第2条第5号中「許諾」を「諾否」に改めます。

第3条第10号の改正は、再調査の請求及び不服申立ての決定の処分を適用除外に加えます。

152ページに移りまして、こちらは字句の修正のみでありますので、説明は省略いたします。

153ページに移りまして、第15条第3項の改正前の規定では、不利益処分の対象者の所在が判明しない場合、聴聞の期日や実施内容を記した書面を掲示場に掲示することで、2週間を経過したときに、当該通知が対象者に到達したとみなす規定につきまして、新たに新設する第15条第4項に、聴聞の期日や実施内容を記した書面を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、これまでと同様に掲示場に掲示するか、電子計算機の映像面に表示する措置を行うことで、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知が対象者に到達したものとみなす規定といたします。

154ページに移りまして、第16条第1項、第22条第3項、155ページに移りまして、第29条の改正につきましては、第15条の改正に伴う引用条項の追加と字句の修正等であります。

156ページに移りまして、第34条の2、第35条の2の改正、157ページに移りまして、第36条の改正は字句の修正等であります。

最後に附則であります。附則第1項で、この条例の施行日を、行政手続法の一部改正の施行日と合わせ、令和8年5月21日とします。

附則第2項で、第15条第3項及び第4項の改正規定について、施行日前に行った通知の経過措置を定めております。

説明は以上です。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 改正前に掲示したということなのですが、今までに掲示された方はいらっしゃるのか。あと、掲示された後に連絡のなかった方はいらっしゃったのか。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 今まで、この公示送達の掲示ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○総務課長（遠藤久子） 公示送達については、3年間においては、この聴聞とか弁明の機会の付与の手続についてのみになりますけれども、皆、被処分者に届いていたので、公示送達を行った記録はございません。

○委員長（滝田一郎） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 2週間を経過したときが到達したとみなすというのですけれども、その2週間というのはどういうことで、国のほうからの通達なのか何か。そこのところをお願いします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 2週間というのは、国の規定で定まっていたかと思うのですが。もともと改正前も2週間という日付で、終了というか、その掲示期間を設けておりましたので、そちらに合わせてもおります。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第17号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第4、議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年の人事院勧告を踏まえた一般職の国家公務員の給与改定に準じて国の特別職の公務員の給与が改正されたことから、これに準じて市長等の期末手当支給割合を改正するため、関係部分を改正するものでありまして、初日にご説明いたしました。改めて総務課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

160ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要であります。令和7年の人事院勧告を踏まえた一般職の国家公務員の給与改定に準じて、国の特別職の公務員の給与が改定されることに伴い、これに準じて市長等の期末手当支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましてご説明いたしますので、159ページを御覧ください。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正いたします。第4条第2項において、令和8年度の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、100分の175に改めるものであります。

なお、この条例の適用を受ける市長等とは、市長、副市長及び教育長となります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものといたします。

説明は以上です。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） この第18号の中で、今課長がおっしゃった人事院勧告の仕組みの中での一般職、特別職以外の国家公務員ということの中に、市長、副市長、教育長が含まれるというふうにお聞きしましたが、それでよかったですか。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 市長、副市長、教育長が含まれるとご説明したのは、この条例の適用、今回の市長等の給与に関する市の条例の適用を受ける者ということでご説明を申し上げました。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、意見があればお願いします。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） 意見と採決に対して話させていただきます。

議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告を踏まえた一般職の国家公務員の給与改定に準じて国の特別職の公務員の給与が改定されたことから、これに準じて市長等の期末手当支給割合を改定するため関係部分を改正とするとしておりますが、この令和7年に人事院が出している人事院勧告の仕組みによれば、給与勧告の対象職員は、一般職、特別職以外の国家公務員で、特別職は市長、副市長及び教育長で、市長は、この間、今後の市長選で戻ってこれるかどうかわからないけれども、元に戻していく必要があるとおっしゃっていました。しかし、市民生活を見ますと、お給料の手当は増えず、物価の高騰は止まりません。そのような状態の中で、市長の期末手当支給割合を引き上げるとすることはすべきではないというふうな意見を述べさせていただきます。

○委員長（滝田一郎） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第18号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第18号につきまして、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長（滝田一郎） 起立多数であります。

よって、議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第5、議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、令和7年の人事院勧告に準じて本市職員の給与改定を行うため関係部分を改正するものでありまして、初日にご説明いたしました。改めて総務課長よりご説明いたしますので、よろしくご説明いたします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

187ページの議案書補助資料を御覧ください。議案概要であります。令和7年人事院勧告に準じて市職員の給与改定を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、161ページにお戻りください。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正いたします。

第4条、給料表の規定を号建てから本文で規定します。

第11条の4第2項第2号、自家用車を用いて通勤する職員の通勤手当の額について、10キロメートル以上の区分で通勤距離に応じてそれぞれの額を改めます。

163ページに移りまして、第20条、12月分の期末手当について、第2項において正職員の支給月数を、164ページに移りまして、第3項において定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を改めます。

第21条、12月分の勤勉手当について、第2項第1号において正職員の支給月数を、165ページに移りまして、第2号において定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を改めます。

別表第1につきましては、行政職給料表の改定でありまして、全ての号級において給料月額を引き上げるものであります。

172ページに移りまして、第2条関係、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。第3条中、通勤手当の次に単身赴任手当を加えます。

173ページに移りまして、第11条の4第2項第2号、自家用車を用いて通勤する職員の通勤手当の額につ

いて、上限額を改めた上で、それぞれの距離区分を規則に委任するため、規定を削るものであります。

175ページに移りまして、同じ第11条の4第6項、月の途中から採用した職員に対して支給を可能とする規定を追加します。

第20条、期末手当の支給月数について、第2項において正職員を、176ページに移りまして、第3項において定年前提任用短時間勤務職員をそれぞれ再配分いたします。

第21条、勤勉手当の支給月数について、第2項第1号において正職員を、第2号において定年前提任用短時間勤務職員をそれぞれ再配分いたします。

177ページに移りまして、第3条関係、大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。第10条第2項、特定任期付職員の給与に関する読替規定において、12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げます。

別表第1及び別表第2で、特定任期付職員と一般任期付職員の給料表を改めます。

178ページに移りまして、第4条関係、大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。第10条第2項、特定任期付職員の給与に関する読替規定で、期末手当及び勤勉手当の支給月数を再配分いたします。

179ページに移りまして、第5条関係、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。会計年度任用職員の給料表であります別表第1の改正でありまして、全ての号級において給料月額を引き上げるものであります。

185ページに移りまして、附則といたしまして、附則第1項、この条例は公布の日から施行することとします。ただし第2条及び第4条については、令和8年4月1日から施行いたします。

附則第2項、第1条、第3条、第5条の改正後の規定は、令和7年4月1日から適用することといたします。

186ページに移りまして、附則第3項、給与の内払いに関して規定し、附則第4条、この条例の施行に関し必要な事項を規則に委任することといたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 交通費の算定根拠について伺います。

例えば10キロから12キロですと、12キロまでの距離で、往復24キロですよね。週5日来たとしてというふうな計算で、リッター当たりいくらとかという、そういった計算方法ですね。よろしくお願ひします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） もともとのこの金額の算出方法ということですよ。恐らく櫻井委員がおっしゃっていただいたその距離と、あと、そのときのガソリン代というか、そういったところを基にして算出していると認識しております。今回の改定額というのは、これはあくまでも国から示されたものになりますので、改定額の金額、引上げ額というのは国から示されたもので設定をしております。

○委員長（滝田一郎） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） ガソリン下がったのですけれども、暫定税率、25円何がし下がっていると思うので

すけれども、そうしたら上げるというのは何か逆行しているのではないかと思うのですが、いかがですか。

○委員長（滝田一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 通勤手当の算出方法については、過去の積み上げというものもございますけれども、ガソリン、自家用車の場合、1キロ当たり37円という計算方法を昔から取っていたものを、今回、自家用車の場合1キロ当たり20円かな、半分近く引き下げたという経緯もございます。必ずしも昔の手当てを継続しているわけではないということと、あと、当時、市のほうで設定した金額に準じて、今回、国の基準に合わせてきたわけですけれども、今回、国の引き上げた部分についてのその額と、本市がこれまで適用していた額に、仮に大きな乖離が生じているのであれば是正する必要があるがございますが、あくまでも今回引き上げた部分というのは、それぞれの国のほうで示している額に準じた引上げの額になっておりますので、決して、今までが高かったのか、安かったのかという議論にもなってしまいますので、まずは今現在の国の示している基準の額に本市も合わせた上での引上げということですので、暫定税率が下がったということでガソリンが下がっているとはいえ、今こういった国の情勢を踏まえたと、簡単に毎回毎回言い換えられないというものもございますので、まずは基準としては、これまで示していた国の基準に合わせているということについてはご理解いただければと思います。決して国の示している基準と大田原市が突出しているということではないということで、ご理解いただければと思います。

○委員長（滝田一郎） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 部長おっしゃったように、キロ20円で計算しますと、10キロで計算します。1日20キロ走ります。5日で100キロ、4週間で400キロというと8,000円なのです。そうすると、ちょっとこれは7,300円では少ないのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（滝田一郎） 経営管理部長。その前にちょっと私、発言させていただきたいのですけれども、櫻井委員の質疑は算出根拠がどうかということなので、取りあえず、国のガイドだという執行部の説明は分かるのですけれども、もし算出根拠というものが、例えばガソリン代だけではなくて、車検であるとか、そういった維持費の部分も見ていただくとか、そういった算出根拠があれば、櫻井委員の質疑に対して、その算出根拠という点についての答弁をお願いしたいと思います。もしそれが不可能であるということであれば、それはそういう答弁で結構かと思えますし、また担当の方が、再度、その算出根拠データを持っているとすれば、後日というか、後ほど事務局を通じてこの委員のところに状況を回していただければ、より明確になるかと思えます。その上で経営管理部長、お願いします。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 算出根拠が明確であれば、私、この場で答えたと思うのですが、恐らく算出根拠を出してくれと言われても、これまでのこの旅費に示されているものが出せるかというところと出せないと思われましたので、昨今の、今言ったのは自家用車の出張したときの手当の基準をお伝えしたように、決してこれまでよりは下げているという部分もございますので高くはないという意味合いでの説明をさせていただいたところなのですが、恐らくその基準というのは、車検だとかということまで勘案してやったという記録は恐らくないと思うのです。ただ、今申し上げたように最終的に国で示しているこの交通費の手当と本市が示している手当に大きな差があるのであれば、直すべきものがあるかと思うのですが、そこは国の基準に合わせているということでご説明をさせていただいたところでございます。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第19号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前11時10分 散会